

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和 8 年 4 月 6 日（月）

午後 1 時 30 分～

場所：第 6 委員会室

1 開 会

2 参考人の意見聴取

「地方議会・議員の役割や選挙区・定数のあり方について」

参考人：京都大学法学系（大学院公共政策連携研究部）

教授 原田 大樹 氏

3 その他

4 閉 会

議会改革検討小委員会 配付資料
(令和 8 年 4 月 6 日)

資料 1 議会改革検討小委員会 参考人略歴

資料 2 参考人説明資料
「京都府議会議会改革検討小委員会 選挙区・定数のあり方」

資料 3 議会改革検討小委員会 参考人招致の委員会運営について

議会改革検討小委員会 参考人略歴

○ 参考人

京都大学法学系（大学院公共政策連携研究部）教授 はらだ ひろき 原田 大樹

○ 略 歴

・ 主な学歴・職歴

2000 年 3 月 九州大学法学部卒業

2005 年 3 月 九州大学大学院法学府公法・社会法学専攻博士後期課程修了（博士（法学））

2013 年 4 月 京都大学大学院法学研究科法政理論専攻公法講座准教授採用

2014 年 4 月 京都大学大学院法学研究科法政理論専攻公法講座教授昇任

2016 年 4 月 京都大学法学系（大学院法学研究科）教授（配置換，法曹養成専攻所属）

2025 年 4 月 京都大学法学系（大学院公共政策連携研究部）公共政策第一講座教授（配置換）

・ 専門分野

公法学（行政法学）

・ 主な経歴

2014 年～2026 年 京都府 情報公開・個人情報保護審議会 委員

2019 年～2020 年 三重県 選挙区及び定数に関する在り方調査会 委員

2019 年～2020 年 総務省 地方議会・議員のあり方に関する研究会 構成員

2026 年～ 内閣府・総務省 第 34 次地方制度調査会 委員

・ 論文等

「多様な民意を反映できる選挙制度への転換を」（月刊「地方議会人」9月号（2024年））

「都道府県議会議員の定数配分規定の適法性―最判令和7・1・28」（法学教室2025年5月号（536号））

「地方議会議員制度改革の論点」（自治体法務研究 No. 84（2026年春号））



京都府議会議会改革検討小委員会 選挙区・定数のあり方

京都大学

京都大学大学院公共政策連携研究部

原田大樹



I 地方議会・議員の法的地位

- ・憲法と地方議会
- ・地方自治法と地方議会
- ・公職選挙法と地方議会議員

II 立候補者確保の方策

- ・兼職制限と居住要件の緩和可能性
- ・議会活動の環境整備

III 正統性確保の方策

- ・人口比例原則
- ・基礎自治体選挙区原則
- ・首長と議会の役割分担



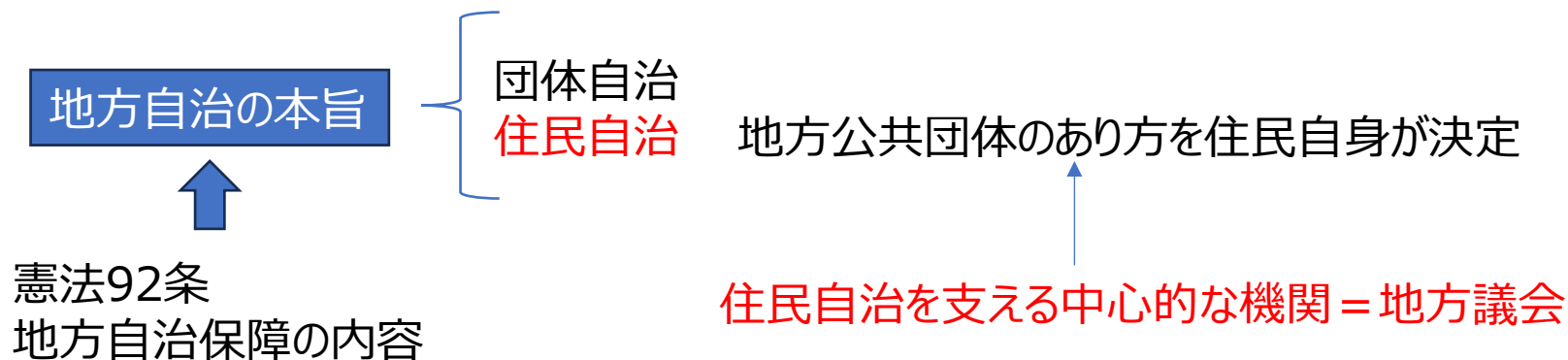
I 地方議会・議員の法的地位

選挙区・定数のあり方

憲法と地方議会

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。



地方自治法と地方議会

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四～九 （略）
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二～十五 （略）

地方議会の定数設定：条例主義

地方議会議員の兼職禁止規定：法律による一律の規定（中立性要請）

地方議会の権限規定：条例制定，予算・決算だけではない広範な権限

公職選挙法と地方議会議員

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 (略)

3 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4～5 (略)

公職選挙法と地方議会議員

第10条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

一～二 (略)

三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者
で年齢満25年以上のもの

四 都道府県知事については年齢満30年以上の者

五～六 (略)

選挙権

日本国民 + 18歳以上 + 居住要件

被選挙権

日本国民 + 25歳以上 + 居住要件

公職選挙法と地方議会議員

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

基礎自治体選挙区原則

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。 強制合区

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。 任意合区

4～6 （略）

7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

人口比例原則

9～10 （略）



Ⅱ 立候補者確保の方策

選挙区・定数のあり方

兼職制限と居住要件の緩和可能性

- 兼職制限

1948年地方自治法改正 他の地方公共団体の職員との兼職禁止規定（公職選挙法89・90条 地方議会議員立候補＝みなし退職規定）

地方制度調査会の議論：中立性・公正性・職務専念義務との関係で慎重論

- 居住要件

首長選挙に合わせる可能性（被選挙権のみ居住要件廃止）

「議事機関」としての地方議会←居住に近い結び付きの必要性
負担分任義務（地方自治法10条2項）との関係

cf. 首長選挙における弊害

議会活動の環境整備

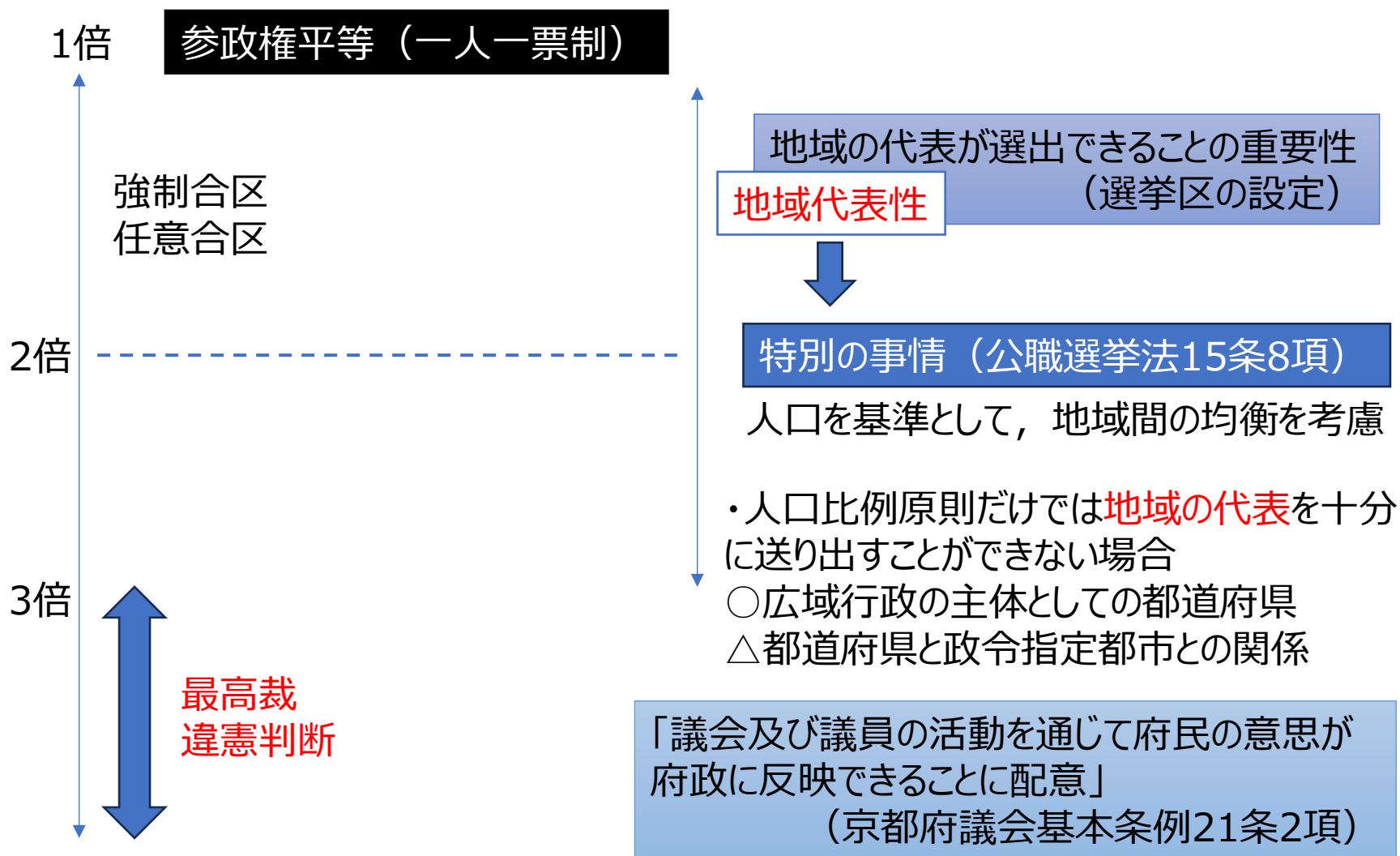
- 専業議員を増やすか，兼業議員を増やすか
[原則的立場]多様な議員が構成する地方議会
多様性確保の前提のもとでどちらを増やすかは各地方公共団体の自律的な判断に委ねられている
←憲法・地方自治法は，この点に関する特定の制度像を想定しているわけではない
- 専業議員を増やそうとする場合
報酬面を中心とする議員の待遇改善
- 兼業議員を増やそうとする場合
休日・夜間議会の開催，オンラインによる委員会出席



III 正統性確保の方策

選挙区・定数のあり方

人口比例原則



基礎自治体選挙区原則

基礎自治体選挙区原則 ← (旧) 郡市選挙区原則

基礎自治体である市町村の区域を尊重 = 地域代表性の重視

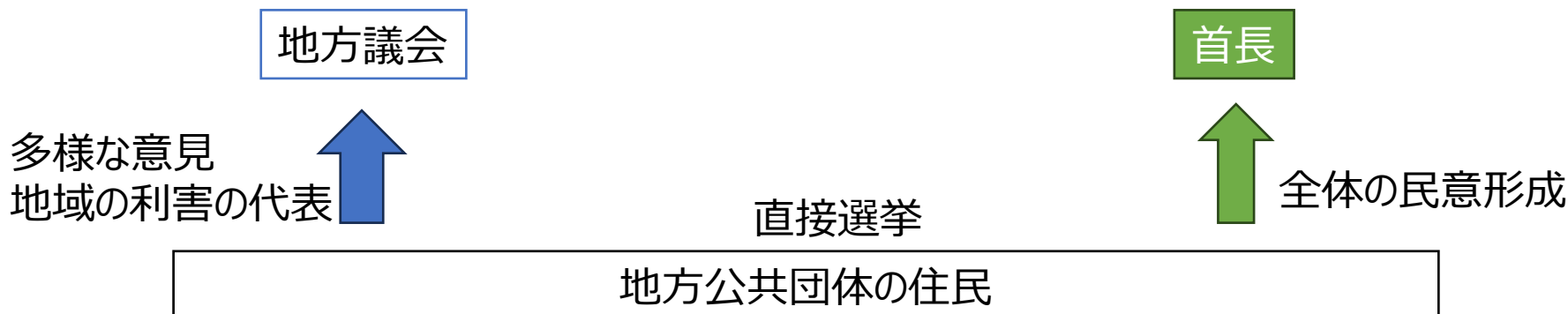
人口比例原則と基礎自治体選挙区原則の衝突

- ・一人区問題
現職優位, 無投票当選の増加
- ・合区問題
立候補者の負担, 地域代表性の減少

一人区がよいか, 合区がよいかは, 地方自治法・公職選挙法から一義的に答えが出てこない問題→各地方公共団体の政策判断

- ・一人区を選択: 地域代表性重視
- ・合区を選択: 新規参入の可能性重視 (投票率の上昇可能性重視)
- ・議員定数増加を選択: 議会の監視・政策形成機能重視

首長と議会の役割分担



京都府議会基本条例11条

議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。



京都府議会議会改革検討小委員会 選挙区・定数のあり方

京都大学



ご清聴
ありがとうございました。

1 運営方式

当日の運営は、常任・特別委員会運営に準じた方式で行う。
(インターネット中継を除く。)

○時間目安：13:30～16:40

・参考人説明	60 分
・休憩	8 分
・質疑	122 分

2 質疑の順序・質疑時間の割当

(1) 質疑の順序は、大会派順とする。

(2) 質疑時間は、会派一律分に委員数按分を加えた時間とする。

【各会派割当時間】自民 42 分、維国 20 分、共産 20 分、府民 20 分、公明 20 分

※下記「質疑順序・割当時間の計算」参照

3 委員外議員の発言

委員の発言終了後、所属会派の持ち時間があれば、委員会に諮って許可する。

4 資料等の使用

質問は口頭で行うことを原則とする。資料等を使用する場合は、事前に委員長に申し出て了承を得るものとする。

5 委員会の記録

会議録作成の補助手段として、録音機器を使用する。

6 その他

その他運営に疑義が生じた場合には、各派の意見を踏まえ、協議の上で委員長が決定するものとする。

(参考) 質疑順序・割当時間の計算

◆質疑順序 自①→維①→共①→府①→公①→
自②→維②→共②→府②→公②→自③→自④→自⑤

◆割当時間の計算

○会派一律分

1 会派当たり 5 分(全体：5 分×5 会派〔自民、維国、共産、府民、公明〕=25 分)

○委員数按分

(全体時間－「会派一律分」)×(会派委員数／5 会派委員数)

(120－25)×(5／13〔自 民〕)=36.5 分

(120－25)×(2／13〔他会派〕)=14.6 分 ※質疑時間確保のため端数切り上げ

⇒割当時間〔自 民〕5 分(会派一律)＋37 分(委員数按分)＝42 分

〔他会派〕5 分(会派一律)＋15 分(委員数按分)＝20 分

(4 会派合計：20 分×4＝80 分)